

特定工場等において発生する振動の規制基準

	昭和 61 年 3 月 24 日	名古屋市告示第 111 号
改正	昭和 61 年 6 月 27 日	名古屋市告示第 275 号
	平成 5 年 11 月 15 日	名古屋市告示第 349 号
	平成 8 年 5 月 22 日	名古屋市告示第 193 号
	平成 27 年 5 月 29 日	名古屋市告示第 351 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のように定め、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

特定工場において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地	6 5 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
	工業地域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

- 一 工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から

5 デシベルを減じた値とする。

- 二 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。ただし、一の適用を受ける地域を除く。

備考

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。